

希望型指名競争入札制度の手引き

令和 7 年 4 月

公益財団法人千葉市教育振興財団

希望型指名競争入札制度の手引き

公益財団法人千葉市教育振興財団は、入札制度の透明性及び競争性を高め、並びに公正な競争を確保する観点から、業務委託における指名競争入札に、一定の入札参加資格要件を定め、事前に希望者を募り執行する「希望型指名競争入札制度」を実施しています。

本希望型指名競争入札に参加を希望する場合は、以下の事項について十分留意して参加してください。

1. 対象業務委託

原則として、予定価格が100万円を超える業務委託のうち入札で執行するもの

2. 入札参加資格

(1) 次のいずれにも該当しないもの

ア 特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 次のいずれかに該当すると認められ、千葉市において競争入札に参加させないこととされている者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 契約履行に係る監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(キ) 上記（ア）～（カ）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 上記のほかに次のいずれにも該当しないもの

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- イ 対象業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- ウ 会社更生法（昭和14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
- オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に違反している者
- カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
- キ 千葉市入札参加資格者名簿に登載されていない者
- ク 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者
- ケ 前各号のほか必要と認めて定める者

(3) これらに加え、対象業務委託の種類又は性質により、以下の資格要件を設けますので、入札参加申請を行うにはこれらの資格要件を満たすことが必要となります。

- ア 対象業務委託と同種業務委託の履行実績
- イ 技術者の配置
- ウ 千葉市入札参加資格者名簿に登載の地区区分
- エ その他

＜地区区分の種類＞

市内業者	千葉市内に本店を有する者
準市内業者	千葉市内に支店・営業所等を有する者
市外業者	千葉市内に事業所を有しない者

3. 公表

(1) 委託発注表（様式第1号）を、千葉市教育振興財団ホームページに掲示します。

(2) 入札日前に公表する内容は以下のとおりです。

- ア 業種
- イ 委託名

- ウ 委託場所
- エ 委託概要
- オ 履行期間
- カ 資格要件
- キ 申込期間
- ク その他

(3) 入札結果は、入札後に千葉市教育振興財団ホームページに公表します。

4. 入札参加申込

(1) 入札参加を申し込む際の提出書類は以下のとおりです。

ア 希望型指名競争入札参加申込書（様式第2号）

イ 同種業務委託の履行実績等を確認できる書類（契約書の写し、認定書の写しなど）（資格要件に、履行実績等を定めている場合に必要です。）

(2) 申込期間は、対象業務の公表を開始した日から公表の最終日まで（原則として5日間）です。（詳細は、委託発注表に記載します。）

(3) 提出書類は、委託発注表に記載する申込場所に提出してください。

(4) 希望者が多数あるいは少数であった場合の取扱い

希望型指名競争入札として公表した結果、希望者が多数あった場合でも、資格要件等を満たしていれば、原則として全ての希望者を指名します。

また、希望者が2者未満の場合は、通常の指名競争入札に切替えて執行します。

5. その他

(1) 資本若しくは人事面等において関連会社となる業者については、一緒に同一案件に申し込みはできません。（役員兼務（監査役を除く。）又は資本提携（50%以上）がある企業は、同一案件の指名を受けることはできません。）

(2) 申し込みにあたり、現在の手持業務及び指名状況等を勘案し、技術者数等について十分考慮のうえ申込書を提出してください。

(3) 提出された申込書は、指名業者を選定するにあたっての参考資料とするものであり、直ちに指名につながるものではありません。

(4) 指名後に資格要件等に適合しなくなった場合は、入札参加資格を失います。

(5) 入札時に積算内訳書の提出が必要となる場合があります。

(6) 年度開始前に入札執行となる契約案件については、当該年度予算案が当法人理事会の議決を得られないときは、これに係る契約手続きを中止いたします。

希望型指名競争入札参加申込書

年 月 日

(あて先) 公益財団法人千葉市教育振興財団理事長

申込者 所在地
 商号又は名称
 代表者氏名 ⑩
 (担当者名)
 (電話番号)

希望型指名競争入札に参加を申し込みます。この申込書については、事実と相違ないことを誓約します。

申込業務委託名			
千葉市発注の 当該業種の 手持業務委託件数		当該業種の職員数	人
		他の官公庁、公益社団法人 及び公益財団法人発注の当 該業種の手持業務委託件数	

同種業務委託の履行実績（官公庁、公益社団法人及び公益財団法人の実績を優先）	
委託名	
履行場所	
発注者名	
契約金額	円
期間	年 月 日～ 年 月 日
受注形態等	単体 / 共同企業体（出資割合） %
委託概要	

※業務委託の裏面になります。

業務委託希望型指名競争入札申込に必要です。

- 注1 申し込みにあたり、現在の手持業務及び指名状況等を勘案し、技術者数等について十分考慮のうえ提出すること。
- 2 押印は実印・使用印等、千葉市に届出した印とする。
- 3 受付時間を厳守すること。
- 4 「同種業務委託の履行実績」欄は、前年度から過去5年間に当該業務が完成し、引渡しの済んだ履行実績を記入すること。また、資格要件に同種業務委託の履行実績等を設けている場合には、資格要件に該当する同種業務委託を履行した実績を確認できる書類を添付すること。
- 5 「委託概要」欄は、業務内容、規模等を記入すること。
- 6 提出された申込書は、指名業者を選定するにあたっての参考資料とするものであり、直ちに指名につながるものではありません。
- 7 提出前に、もう一度、記載内容の確認をお願いします（書類に不備があると指名されないことがあります）。
- 8 申し込み受付後、必要に応じて、別途関係書類の提出を求めることがあります。

希望型指名競争入札参加申込（業務委託）にあたっての留意点について

- ・ 役員兼務（監査役を除く。）又は資本提携（50%以上）がある企業は、同一案件の指名を受けることはできません。
- ・ 審査のうえ、資格要件等に適合しなければ指名されないこともあります。
- ・ 指名後に資格要件等に適合しなくなった場合は、入札参加資格を失います。